

佐伯市国民健康保険一部負担金の減免制度についてお知らせします

佐伯市国民健康保険に加入されている方で、災害や失業、事業の休廃止などの理由により保険医療機関等での一部負担金の支払いが困難な場合には、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予する制度があります。

【制度の対象となる方】

次の1、2に該当する佐伯市国民健康保険の加入者

- 1 申請日のおおむね過去6か月以内に次の**特別な理由**が発生したことにより、生活が困窮し、一部負担金を支払うことが困難であると認められる方。
- 2 申請時まで納期限が到来した国民健康保険税を完納している世帯の方。

（特別な理由）

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、死亡し、若しくは障がい者となり、又は資産に重大な損害(居住する家屋の全壊、半壊又は全焼、半焼等)を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく(おおむね50パーセント)減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく(おおむね50パーセント)減少したとき。
- (4) 上記(1)～(3)の事由に類する事由があったとき。

【減免等の種類・割合】

全額免除	世帯の実収入月額合計が、基準生活費1.155倍 以下
減額(1/2)	世帯の実収入月額合計が、基準生活費の1.155倍 を超え、1. 2倍以下
徴収猶予	世帯の実収入月額合計が、基準生活費の合計額の1. 3倍以下であり、かつ、当該一部負担金を6か月以内に納付できる見込みがある場合

※すでに支払った一部負担金については対象となりません。

実収入月額：生活保護法の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額

基準生活費：生活保護法による保護の基準に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準を用いて算定した額(一時扶助に係るものを除く)

【減免等の期間】

- ・減免の期間は、申請のあった月以降12か月の間に3か月を限度とします。
ただし、生活状況や病状等を考慮し、特に必要と認めるときは、3か月の範囲内で延長できます。
- ・徴収猶予の期間は、3か月以内の一部負担金について、6か月以内の猶予期間となります。

【申請方法及び必要な書類】

申請書類に必要な事項をご記入のうえ、世帯の収入状況や、医師の意見書などを添えてご提出いただきますが、状況に応じて提出書類が異なりますので、まずは担当課までご相談ください。

※提出いただく書類の例：生活状況申告書及び収入状況申告書、医師の意見書、家賃・間代・地代の証明書、資産等の調査同意書など

※申請の際には、世帯主の印鑑、免許証等本人が確認できるものが必要です。

(お問い合わせ)

保険年金課

電話番号 0972-22-3199